

第四十六回 参議院内閣委員会會議録第七号

昭和三十九年二月十八日(火曜日) 午前十一時十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 三木與吉郎君
理事 石原幹市郎君

委員 下村 定君
伊藤 顯道君
鶴岡 哲夫君
源田 実君
小柳 牧衛君
林田 正治君
村山 道雄君
千葉 信君
松本治一郎君
山本伊三郎君
鬼木 勝利君

國務大臣

國務大臣 山村新治郎君

政府委員

總理府總務長官 野田 武夫君

臨時行政調査會 事務局次長 井原 敏之君

行政管理局長 山口 一夫君

事務局側

常任委員會 伊藤 清君

專門委員會 伊藤 清君

本日の會議に付した案件

○恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○臨時行政調査會設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(三木與吉郎君) これより内閣委員会を開会いたします。

恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。野田總理大臣。

○政府委員(野田武夫君) ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給扶助料の年額を増額した際における増額分についての年齢による制限の解除であります。

昭和三十七年法律第百十四号により、二カ年間の年次計画をもちまして段階的に恩給扶助料の年額を増額いたすこととするにあたり、高齢者を優先させる精神に基づきまして、傷病者、寡婦及び遺児を除き、年齢が六十歳に達するまでは、その段階的増額分を停止する旨の措置を講じてまいりました。これは御承知のとおりであります。しかしながら、同法律第百十四号による前述の年次計画も本年六月に完了いたしますので、この際、この年齢による制限を解除しようとするものであります。

その第二点は、在外特殊機関の職員期間を恩給公務員期間に通算しようとするものであります。

外国政府職員期間または外国特殊法人職員期間につきましては、すでに所要の通算措置が講ぜられた次第であります。

ますが、この際、この措置を一步拡大いたしました。外国政府職員または外国特殊法人職員に準ずる旧満州協和会、旧満州青年義勇隊訓練機関等の外国特殊機関の職員となるため、普通恩給所要年限未済で恩給公務員を退職し、当該外国特殊機関の職員となったもの等のこれらの職員期間を恩給公務員期間に通算する道を開こうとするものであります。

その第三点は、南西諸島に勤務した旧軍人軍属の在職年に戦地加算に準ずる割り増しをしようとするものであります。

昭和十九年十月から同二十年九月までの間の南西諸島は、戦地と同様の状況にあったことは御承知のとおりであります。それが終戦まぎわであったため、戦地加算を認めるまでにはいたっておりませんでした。すでに戦地加算が認められていた地域との均衡を考慮しまして、この地域において戦務に服した旧軍人軍属については、その服務期間の一月について二月または三月の戦地加算に準ずる在職年の割り増しをすることにより、普通恩給所要年限に達する者に普通恩給を受ける資格を与えようとするものであります。

その第四点は、傷病年金受給者の加給であります。

傷病年金受給者につきましては、従来、扶養家族加給は認められておりませんが、傷病年金受給者の実情を考慮しまして、その者に妻があるときは、その妻を対象とする年額四千八百円の加給をしようとするものであります。

その第五点は、いわゆる追放者に対する特別措置であります。

連合國最高司令官の命令に基づき退職した人々は、いわゆる追放解除となるまでは就職制限をされるという気の毒な事情にあったのであります。その解除の際の年齢等の関係から再就職の機会を失し、年金受給資格を得ることができなかった人々のことを考慮いたしまして、恩給公務員期間七年以上年金未済の人々に対し、追放解除時のベースにより計算した一時恩給の額に相当する額の一時金を支給しようとするものであります。

その第六点は、奄美群島に勤務する警察職員等の在職年について勤続加給をつけようとするものであります。

奄美群島に勤務する教育職員または警察監獄職員の行政分離から復帰までの在職年は、勤続加給の対象となっておりませんでした。すでに行政分離が解かれ、これらの職員が一般内地の職員と同様の事情のもとに退職している現状にかんがみ、当該行政分離期間中の勤続期間をも勤続加給の対象とするにことにより恩給法上一般内地に勤続していた教育職員または警察監獄職員と同様の処遇をいたそうとするものであります。

その第七点は、琉球諸島政府職員にかかる恩給扶助料及び共済年金等の改善措置であります。

琉球諸島政府職員にかかる恩給扶助料及び共済年金の額の計算の基礎俸

給額は、行政分離当時の俸給の額をい

わゆるベースアップしたものと

しておりますが、これを、当該行政分離

時の俸給の額に、琉球諸島政府職員

期間一年ごとにその額の四・五%に相

当する額を加え、これをベースアップ

したものに改め、この種恩給扶助料及

び共済年金の支給額を引き上げると

ともに、元南西諸島官公署職員が、琉球

諸島政府職員となった場合における

恩給法または共済組合法等の適用の範

囲を緩和し、あわせて琉球諸島政府

職員期間の通算辞退についての制限を

解除する等の改善をしようとするもの

であります。

以上述べました措置は、すべて昭和

三十九年十月から実施することといた

しております。

これが、この法律案の提案の理由及

び概要であります。何とぞ、慎重御審

議の上、すみやかに御賛同あらんこと

をお願いいたします。

○委員長(三木與吉郎君) 本案の自後

の審査は、都合により後日に譲りま

す。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、臨時

行政調査會設置法の一部を改正する法

律案を議題とし、前回に引き続きこれ

より質疑を行ないます。政府側出席の

方は、山村行政管理局長、井原臨時

行政調査會事務局次長、山口行政監察

局長でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言

を願います。伊藤君。

○伊藤道君 前回に引き続いて、二、三お伺いしたいと思います。

この臨時行政調査会の内容を見ますと、第一専門部会の中、たしか第四項だと思いますが、委員会とか審議会に関する項目が出ておるわけですが、この問題に関連して二、三お伺いしたいと思いますが、まずお伺いしたいのは、現在設けられておる審議会等の中で、閣議決定あるいは閣議了承、こういうものによって設置せられたものがあるかと思いますが、そういうものには現在どういうものがあるかというところをまずお伺いいたします。

○政府委員(山口一夫君) 御質問のうち、現在審議会、委員会等で、閣議決定の形式で設けられておるものがあるかという点につきましては、私からお答え申し上げたいと思えます。

国家行政組織法の規定によりまして、審議会、調査会等の設置につきましては、すべて法律の根拠を要するということになっております。この点につきましても、国家行政組織の一時や不明確な形式によりまして事実上それらの審議会に類するものが設置されていた例もございましたが、特に当委員会における御指摘等によりまして、すべて法律に基づくもの以外認めないという方針を現在も堅持しておりますので、現在審議会、調査会等で、庁等の附属機関で、閣議決定によって設けられておるものはございません。

○伊藤道君 閣議決定もしくは閣議了承のものはございませんと申し上げたわけですが、よく調べますと幾つか現在でも残っておるわけですが、このことはこれは長官にお伺いし

たいわけなんです。国家行政組織法の第八條によつて、審議会とか調査会は一切法律によらなければならぬ、まあ、こういうことは大事な基本問題だから長官もよく御存じだと思えます。

そこでお尋ねしたことに對して、閣議決定もしくは閣議了承の面は、前はあったけれどもいまはない、こういう御答弁ですが、前に閣議決定として労働問題懇話会というものがあつたわけですが、それは確かに労働問題懇話会と懇話会というふうに一字だけ変えて、名前を変えましたけれども、やはり同じようなことをやっておる、こういうところの問題があるわけですね。これはもう絶対にそういう性格のものでないと言ひ切ることができませんか、長官として。

○國務大臣(山村新治郎君) お答え申し上げます。ただいま御指摘の労働問題懇話会は、これは正式の審議会ではございません。

○伊藤道君 正式の委員会ではないとおっしゃいますけれども、三十九年度の労働省の予算を検討してみますと、中に労働問題懇話会委員出席旅費として十四万九千円が計上されておるわけですね。そうして引き続き前と同じようなことをやっておるわけですね、現実に。名前が変わつたから、一字だけ変えたわけだけれども、一字変えればそれでいいという性格のものでなく、ちゃんと恒常的に存置しておることは旅費の計上を見てもはつきりしておるわけですね。これは非常に問題があると思つておるわけですね。いま御説明では、

そういうものはございませんとおっしゃいましたけれども、現実に旅費まで計上して存置しておる。これは結局、長官の立場で、そういうものはまだあるということでは立場上言えないにしても、しかし率直に言えば、こういうものを現在存置しておる、こういう現実があるわけですね。旅費まで計上しておる。これはどういふ意味なのか、われわれには了解できないのです。この点はどうですか。

○國務大臣(山村新治郎君) ただいま御指摘のような行政組織法の八條の意図に反するような問題につきましては、なるべくこれをやめてまいりたい所存でございますが、御指摘の労働問題懇話会につきましては、一応労働大臣が労働行政をいたす上におきまして、いろいろなことをご意見を聞きたいという気持から個人々々にお会いになつておるものと考へる次第でございます。

○伊藤道君 これはいまの御答弁では了解できませんけれども、あとの問題とも関連があるからさらさらにとへ回して、次の問題として、各省庁の訓令等の形で設けられたものが現在あるかと、こういう質問に対しては、これもおそらく第三十八国会で問題となつたとき、たしか二十七ほどいろいろ各省設置のものがあつたわけですね、各省庁の独自の設置によるものが、これも行政組織法第八條違反であることは明白なわけですが、で、三十八国会でこれが問題になつてそしてその後廃止した、そういう御答弁をなさると思つておるわけですが、この点についても、いま

考えられる幾つかの問題があるわけですね。そこで、この分については一体現在どうなるのかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(山口一夫君) 御指摘の趣旨によりまして、法律に基づくもの以外正式の審議会としては認めないという方針を堅持いたしております。ただ、實際行政を行ないます場合に、各省間の連絡等の必要が生じた際に、そのための組織を政府部内につくることにつきましては、これは政府の行政運営の一環として現在においても行なわれておりますその意味の連絡のための協議会と申しますか、に類するものにつきましては、内容によりましては、閣議決定または閣議了解その他の形式において行なわれる限り、運営上の問題としてそういうかっこうをとつておるものがございます。正式に権限を持ち、諮問、調査等の所掌事務を与えられた調査会につきましては、既に法律に基づくという方針をとつております。

それからなお、先ほどの労働問題懇話会の件につきましては、一応長官の御説明がございましたが、具体的な問題でございますので、さらにふえんさせていただきます。この件につきましては、前国会でございましたが、委員会の御話でございますが、当時この問題につきまして、若干正式の法律に基づく審議会にまぎらわしいような各種のやり方があつたようでございます。その点につきましては、法律に基づくものでないという趣旨をはつきりする意味におきまして、それらの誤解を解く必要があるということをお伺いしたわけから、委員会の御質問の際に、労働

省に對しましても伝えまして、労働省におきましては、特に労働大臣御出席になつて、労働問題懇話会の点につきましては、お話のような点を十分了承して、不適當と認められる形式、運用等については、この国会の終わるまでの間に、この国会までに十分検討するということでお伺いした。目下その線では誤りがないように労働省のほうで措置をいたしているのをご存じです。一応ふえんさせていたいただきました。

○伊藤道君 先ほどは閣議決定のものはございませんとばかり言ひ切つて、ただいまは本国会中に云々と、善処すると、だいたい食い違つております。同一人であるという問題に対して初めからありのまま率直に答弁されないと、こちらとしては、はなはだ迷惑です。先ほどの、どちらを信用していいかちょっと了解に苦しむわけですね。そういう点であつてお伺いしたわけですね。

そこで、この各省庁の訓令等によつて設置されたもの、これをしさいに検討いたしますと、たとへば建設省に大都市再開発問題調査会というものがあつたわけですね。これも第八條にりっぱに違反しておる。しかしながら、これは昨年まで存続して、現在はあります。現在ありませんけれども、昨年まで存続しておつた。第三十八国会の当時は二十七もあつた、これは即刻廃止するといふ公約であつたにもかかわらず、昨年までこれを長引かしておつたということ、非常に無責任な感じがすると思つておる。同じような問題が経済企画庁の関係でもあつたわけですね。

労働問題懇話会、こういうものが現実

に昨年まであったわけですが、ところが、昨年暮れになってあわてて廃止されることになったわけですが、と申しますのは、いよいよ本通常国会が始まるので、おそらく内閣委員会でもたこの問題が問題として取り上げられる、こういう推定から——おそらく間違いないと思う。そういうことで、これは問題になったらまたたいへんだということ、昨年暮れになってあわててこれを廃止しておるといふふうに、国会で論議になることをおそれてあわててこれを廃止した。しかも、第三十八国会から本四十六国会まで八回の国会をそのまますすみすべさせておいて、今度あわててこれを廃止したということになったわけです。この辺にも非常に無責任きわまる筋があると思う。三十八国会のあの公約は、結局忠実に守られてこなかったということに尽きるところ。非常に無責任だと思えます。これは一体どういうわけか。昨年になってようやくこれを廃止した、現在は確かにこの二つの審議会はないわけです。しかし、経過はそうなっておるわけです。ここにも問題があるかと思ふ。この点、いかがですか。

○国務大臣(山村新治郎君) たいまの問題につきましては、たびたび当委員会におきましても政府に対しての御忠告もございましたし、明らかに八条違反でもございますから、なるべくこういふようなまぎらわしい問題の起こらないようにという方針のもとにこの改善をいたしてまいりました次第でございます。したがって、おくれませんでしたことに申しわけございませんが、これが廃止されましたことは、あくまでも八条の趣旨を尊重し、

同時にまた、当委員会におけるところの皆さま方の御発言を十分に尊重いたしました政府の意向でございますので、ひとつその間のことを御了察いたされたらと思います。

○伊藤道君 昭和三十一年の十月以来、内閣総理大臣の相談的なものとして、人づくり懇談会と国づくり懇談会、こういうものが設けられておるわけです。これは国家行政組織法第八条違反であると思うのですが、この点はどうですか。

○国務大臣(山村新治郎君) この問題につきましては、先ほど申しましたように、あくまでも行政事務を十分に円滑に運営するために、いろいろな方々との連絡や、いろいろな方々の意見を拝聴する、要するに行政省庁の長官の一人の個人々々のつながりでございます。いゆる審議会等の形ではないと考へておる次第でございます。

○伊藤道君 大体あの第八条、内容を見ますと、「諮問的又は調査的なもの」は法律で定めることになっておる、これはまあ御承知のとおり。ただ、この人づくり懇談会、国づくり懇談会は、総理大臣の相談的なもの、だといふことに一応なっておるのですが、その相談的なものと諮問的なもの、たいてい意味は変わらぬと思うのですが、これをどういふふうな区別しているのか。諮問的なものなら第八条によってできるが、相談的なものなら、別に法律による必要はない、こういう意味にもとれるわけですか。これはどういふわけですか。

○国務大臣(山村新治郎君) この懇談会につきましては、大体が個人的な個

個の意見を聞くだけでございまして、懇談会としての意思決定、議決等はございません。したがって、これはあくまでも一人々々の意見を総理なりあるいはまた各省の大臣なりが聞くというたてまえでございます。

○伊藤道君 この問題は、非常に疑い濃厚だと思ふのですけれど、まだ資料等もないし、さらに検討を重ねて、その上また重ねてお尋ねすることにして、先ほど来の問題は一応この程度にしておきますが、ただ、関連問題として、厚生省に前に関議決定による原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会、こういう協議会があったわけですか。ところがその後廃止されて、そのものはいま現在ないわけですか。だが、しかし、現在、原爆被害調査研究協議会というたいへん名称の似通った、また、その内容の意味も似通った協議会が、いま現在生まれ変わって現存しておるわけですか。これは閣議決定のもの、第三十八国会のとき問題になって、それ以来問題になって廃止しなければならぬということで、形式的に一応前の協議会は廃止されたわけですが、それはそれでいいんです。ところが、名称もその含む意味もほとんど変わりのない別の協議会を現在つくって、実質的には従前どおりの運営を行なっているのではなからうか、こういうふうな考へるわけですか。もしそうだとすると、これも第八条違反になるかと思ふ、この点はいかがですか。

○国務大臣(山村新治郎君) 行管とい

たしましては、八条違反の協議会は絶対

にこれはつくっちゃならぬということ

が、ただいまの具体的な問題につきましては、局長から答えさせていただきます。

○政府委員(山口一夫君) 委員会、審議会、調査会等を設置いたします場合は当然法律によってつくり出すので、その法律案の内閣部内において決定する事前の段階におきまして、行政管理庁のほうに関係の省から協議がござい

ます。その際十分に内容等を審議いたしてそこを通過しております。なお、法律によらない委員会あるいは調査会という、名称のまぎらわしいような事実上の会合等につきましては、これまで

た、各省に十分国家行政組織法第八条の趣旨を徹底いたしまして、絶えず注意を喚起いたしております。ただし、かしながら、行管に全然話がなく、各省部内で連絡協議等のための組織をつくり出す場合には、一応こちらとい

たしましては、趣旨は原則的には指導はいたしておりますが、個々の問題につきましては、場合によりますとあとから承知するというような場合もござ

ではない、したがって、それは法律によらないで行なわれていいというふう

に——ただいま手元に資料がございませんで、内容等はちょっと判明いたしかねますが、さように解釈いたしてお

○伊藤道君 長官からは、各省庁に

は、法律によらないものについては早

急に統廃合をするというそういう意味

の指令があったので、そういうはず

ないとおっしゃいますけれども、そ

ういふうに行管の指令がそこまで徹底

して、いわゆる威令が行なわれてお

れば問題ないわけですか、先ほど

すか、部内の者に謝金を出すというこ
とは。

こういう予算の面から見ても、われ
われこれはまさしく従来の協議会と、
いわゆる名称を変えただけでも、同じ
ような性格のものである。調査研究協
議の結果は、厚生行政に反映してお
り、そして各省に恒常的に、コンスタ
ントに存置されておる。こういう性格
からいって、これは従来の協議会と何
ら選ぶところはなない、たとえば旅費ま
で計上されておるじゃないかと、こう
いうことが言えると思うのですが、こ
の点はいかがですか。

○政府委員(山口一夫君) たいまお
話しございました原爆被害調査研究協
議会につきましては、なお私どものほ
うでただいまお話しございました旅費
の関係、謝金の関係その他につきま
して一応調査をさせていただきたいと思
います。

実は前回、労働問題懇談会につきま
して同様の御指摘がございましたけれ
ども、それに類するものにつきまして
は十分注意を払うように、各省並びに
予算の編成に当たります大蔵省とも
十分に注意を喚起いたしましたのでござ
いますので、あるいはなお若干それらに
漏れたものが出てきたのかと存じま
す。

ただいまの協議会につきましては、
手元に構成員、旅費その他につきま
しての資料がございませんで、一応時間
をいただきまして内容を検討させてい
ただきまして、御指摘の点に沿うよう
に措置したいと考えております。

○伊藤顯道君 先ほどの御答弁では、
長官も、また局長も、そういう問題な
いのだという意味の御答弁だったので

す。いま予算をあげて説明したら、あ
るいはそういうものもあるかもしれぬ
というふうにならざるを得ないという
のがね。答弁ごとに趣旨が変わって
くるのではなはだこちらとしては迷惑
するのですが。そこでこの問題は大事
な問題の一つでもありますから、いま
一べんひとつ答弁し直してください。

たとえばこの厚生省のこの原爆の協
議の問題についても、検討しないと御
答弁できないという節もあるので、次
回までに明確に調査して、次回に明確
に御答弁申し上げますと、そういう意
味の御答弁がない限りは、先ほどの
御答弁と趣旨が違うわけなんです、内
容が。そういう意味ではっきり言い直
していただきたい。

それからなお引き続いて、いろいろ
関連の問題をお尋ねしたいところでは
ございますけれども、そういう問題が
はたしてあるのかないのかということ
によつて、また質問の要領も変わって
くるわけです。したがって、そのお答
えを聞かないうちに次の問題に入るわ
けにまいりませんので、引き続きや
る予定でございましたけれども、そう
いう事情で本日のところはそういう意
味でこの程度にしておきます。次回必
ずひとつ明確にさせていただきます。

○国務大臣(山村新治郎君) たいま
御指摘の厚生省の原爆協議会ですか、
この問題につきましては十分調査をい
たしまして、この次にお答え申し上げ
ます。

○千葉信君 一つだけ行管長官に注意
しておきますが、いまお話しあつた原
爆被害対策に関する調査研究連絡協
会というのは、最近厚生省のほうで名
前を変えたのですか。新しい名前は原

爆被害対策に関する調査研究事務連絡
会議と名前が変わっていますから、そ
の点ばかりなく正確に調査しないと、
この次また答弁になりませんからその
つもりで用意しておいてください。
○国務大臣(山村新治郎君) 承知いた
しました。

○委員長(三木與吉郎君) 速記とめて
ください。
〔速記中止〕

○委員長(三木與吉郎君) 速記を起こ
して。
他に御質疑はございませんか。――
御発言もなければ、本案に対する本日
の質疑は、この程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時五十三分散会

二月十四日本委員会に左の案件を付
託された。
一、軍人恩給に関する請願(第四〇
九号)(第四一〇号)(第四一九号)
(第四二〇号)(第四二二号)(第四
二六号)(第四二七号)(第四五三
号)(第四五〇三号)(第四五四号)(第
五二〇号)

一、共済組合法の長期給付に関し、
外国政府等職員期間のある更新組
員員でない組合員の在職期間通算
に関する請願(第四二四号)(第五
一三三号)

一、恩給、年金等受給者の処遇改善
に関する請願(第四二五号)(第四
三三三号)(第四五二二号)
一、金し勲章に関する請願(第四二
八号)
一、F一〇五D戦闘爆撃機の横田基
地移駐反対に関する請願(第四四

二号)(第五四一号)
一、海上自衛隊鹿屋航空隊の飛行場
を併用する大型空港開設に関する
請願(第四六七号)

一、鹿児島鹿屋市に防衛庁第三次
五箇年計画陸上自衛隊師団増設
に伴う師団誘致に関する請願(第
四六八号)

一、特高罷免並びに武徳会追放等に
よる警察退職者救済に関する請願
(第四七七号)

一、公務員給与引上げ等に関する請
願(第五〇四号)

一、元満州電信電話株式会社役員
の恩給等に関する請願(第五一五
号)

一、外地引揚公務員の外地赴任前の
勤務年数通算等に関する請願(第
五一六号)

第四〇九号 昭和三十九年一月
三十一日受理
軍人恩給に関する請願
請願者 長野市妻科町一六八
長野県軍恩連盟長水
連合支部内 林清一
郎外千三百五十名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第七号と同じで
ある。
第四一〇号 昭和三十九年一月
三十一日受理
軍人恩給に関する請願(七通)
請願者 岡山県和気郡三石町
二四五 山田源市外
二千百十三名
紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第七号と同じで
ある。

ある。
第四一九号 昭和三十九年二月
一日受理
軍人恩給に関する請願
請願者 長野県飯田市上飯田
五、三一〇 長野県
軍恩連盟飯田市上伊
那郡連合支部内 武
居英次外七千七百十
二名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第七号と同じで
ある。

第四二〇号 昭和三十九年二月
一日受理
軍人恩給に関する請願(七通)
請願者 岡山県新見市西方四
三五 大本満福外五
千九百五十名
紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第七号と同じで
ある。

第四二二号 昭和三十九年二月
三日受理
軍人恩給に関する請願
請願者 宮崎県東諸郡高岡
町大字五町二四四ノ
一 堀江力外四百四十
三名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第七号と同じで
ある。

第四二六号 昭和三十九年二月
三日受理
軍人恩給に関する請願(一十五通)

ある。

請願者 鹿兒島市金生町五八

芝卯一郎外八千四百

五十七名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四二七号 昭和三十九年二月 三日受理

軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 埼玉県熊谷市大字東 別府 吉田豊作外千 五百四十七名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四五三号 昭和三十九年二月 四日受理

軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 愛知県犬山市犬山東 古券二八三 仙田藤 助外二千八百六十名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五〇三号 昭和三十九年二月 五日受理

軍人恩給に関する請願(一通)

請願者 埼玉県浦和市岸町二 ノ一七七 神保ヨシ 外千二百二十名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五一四号 昭和三十九年二月 六日受理

軍人恩給に関する請願(七通)

請願者 埼玉県飯能市大字前 田三 加藤喜一外千 八百六十三名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五二〇号 昭和三十九年二月 六日受理

軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 福岡県三井部小郡町 大字下岩田一、〇九 〇 柳勇外四千五百 十名

紹介議員 剣木 亨弘君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四二四号 昭和三十九年二月 三日受理

共済組合法の長期給付に関し、外国 政府等職員期間のある更新組合員で ない組合員の在職期間通算に関する 請願

請願者 広島県大竹市波波町 一、六五七ノ一 福 田義雄

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第五一三号 昭和三十九年二月 六日受理

共済組合法の長期給付に関し、外国 政府等職員期間のある更新組合員で ない組合員の在職期間通算に関する 請願

請願者 東京都杉並区西高井

戸二ノ一二 副島海 夫

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第四二五号 昭和三十九年二月 三日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に 関する請願(二通)

請願者 鹿兒島県鹿屋市郷ノ 原町一二、六七八 中馬成介外二千六百 六十六名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四三三号 昭和三十九年二月 四日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に 関する請願

請願者 愛知県宝飯郡御津町 赤根 今泉政次外三 千五百五名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四五二号 昭和三十九年二月 四日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に 関する請願

請願者 香川県高松市天神前 一ノ一ノ一 香川県 教育会館内香川県退 職公務員連盟内 林 平七外千二百二十七 名

紹介議員 津島 壽一君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四二八号 昭和三十九年二月 三日受理

金し勲章に関する請願

請願者 鹿兒島県日置郡東市 来町養母一、四三 六 町田武男外十八 名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第四四二号 昭和三十九年二月 四日受理

F一〇五D戦闘爆撃機の横田基地移 駐反対に関する請願

請願者 東京都昭島市拝島町 二、五五〇 平原博 二

紹介議員 岡田 宗司君

今回、従来のジェット機より更に騒 音度の高いF一〇五D戦闘爆撃機が 横田基地に移駐されることになっ た、これについて昭島市は全市を あげて反対しており、昭島市議会も 反対決議を行ない、すでに政府及び 衆、参両院議長あて要請したから、 これが善処方につき特段の尽力をさ れたいとの請願。

昭島市は、米軍横田基地に隣接し、 滑走路の延長線下に位置するため、 ジェット機の発着、エンジンテスト 等の騒音と危険に日夜さらされてお り、市民は正常な日常生活を営む権 利を侵害されている。

駐留軍基地の設定は、日本国の平和

と安全を維持することを目的とする ものであり、その利益は日本国及び 日本国民全体にもたらされるべきも のである。従って、これにより生ず る危険及び障害もまた日本国民全体 の負担によるべきであって、ひとり 地域住民のみに偏重して課すべきで はない。

第五四一号 昭和三十九年二月 六日受理

F一〇五D戦闘爆撃機の横田基地移 駐反対に関する請願

請願者 東京都昭島市福島町 五五八 新藤元義

紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。

第四六七号 昭和三十九年二月 四日受理

海上自衛隊鹿屋航空隊の飛行場を併 用する大型空港開設に関する請願

請願者 鹿兒島県鹿屋市長 永田良吉

紹介議員 田中 茂穂君

海上自衛隊鹿屋航空隊の飛行場を併 用する大型空港を開設せられたいと の請願

鹿兒島、沖繩間の定期航空路線が全 日本空輸株式会社に対して免許にな り、現在運航されているが、世界民 間航空界におけるジェット化が急速 に進展し、その輸送も著しい躍進を 示しているとき、これらの使用に耐 え得る大型空港の開設が大きな課題 となっている。最近県内において、そ の誘致について積極的な運動が行な

われているが、新たに飛行場を建設することはいろいろな困難が予想され、その実現は望み得ない現状である。しかしこれは、海上自衛隊鹿屋航空隊の飛行場を併用することによって解決できる問題であり、国家財政の見地からも早期実現の面からみても最も当を得たことと思われる。

第四六八号 昭和三十九年二月四日受理
鹿兒島県鹿屋市に防衛庁第三次五箇年計画陸上自衛隊師団増設に伴う師団誘致に関する請願

請願者 鹿兒島県鹿屋市長 永田良吉外一名

紹介議員 田中 茂徳君
防衛庁第三次五箇年計画陸上自衛隊師団増設に伴う師団を、鹿兒島県鹿屋市に設置せられたいとの請願

昭和四十二年度から始まる第三次防衛五箇年計画の基本構想によると、陸上自衛隊については、現在の十三個師団定員は各七千人と九千人を十五ないし十八個師団にふやし、機動性をもたす計画の方針であるとのことであるが、同市は、本土の最南端、大隅半島の中央に位し、政治、産業、経済、交通、教育、文化の中心都市であり、また戦前、戦時、戦後を通じて、国土防衛上からも重要な基地として幾多の貢献をしている。

第四七七号 昭和三十九年二月四日受理
特高罷免並びに武徳会追放等による警察退職者救済に関する請願

請願者 香川県仲多度郡琴平町 岡田順市外六十名
紹介議員 津島 壽一君

特高罷免並びに武徳会追放等による警察退職者を救済するため、左記事項の実現を期せられたいとの請願。
一、退職金を支給すること。(各自五十五歳の停年退職年限を算定した限度において算出のこと)
二、恩給支給基本ベースを現行と同額に引き上げること。(現行と比較する時支給額は三分の一である)

請願者等は昭和二十年十月に、敗戦当時特高の勤務であったという理由で罷免され、また昭和二十二年十一月に、大東亜戦争中「大日本武徳会の有力な役員(支所長)であった者」との理由で追放令G号該当者として、警察官を罷免された。その後四、五年の間に追放、罷免は解除されたが、特高罷免の者のうち、強度の制限を附されて、復職した一部分の者を除くほかは、全部その復職を禁止された。当時の罷免あるいは追放された警察官は、みな働さざかりの年令であり、五年ないし十年以上在職可能の者ばかりであった。退職に際しては金銭はもちろんのことも何も支給されていない。自己の希望も家族の生活も幸福も完全に根底から崩壊され、敗戦直後の混乱の中を清貧に堪えてきた。また、多少とも指導的立場にあったため、それに対する反発作用でのしりと雑言もまたはなはだしいものであった。当時の

状況として占領軍の息のかかった法令には、その事由のいかんを問わず、一言も黒白を論ずることは許されなかった。勤務が特高であったという点、又は警察署長が武徳会支所長を兼務していたというだけで罷免されたので、その不合理に対しても反論できなかった。その後十有八年、何一つ顧慮されることもなく、各自粒々辛苦の果て、不安定ながらも、はそほそと最低の生活をつづけて現在にいたっている。この不幸な犠牲者に対し、格段の同情と理解をせられて、国家補償の措置を講ぜられたい。

年数通算等に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡桂村 上坪六二四 川又汪 鶴岡 哲夫君

紹介議員 鶴岡 哲夫君
外地引揚公務員のうち、外地に赴任する際に二日以上の空白のある者、昭和二十年八月十四日以前に戦争遂行の犠牲となつて引揚げを余儀なくされた者で内地に再就職の際二日以上空白のある者についても、公正な国家処遇を与えてこれを救済するよう、国家公務員等退職手当法を左記のとおり改正せられたいとの請願。

第五〇四号 昭和三十九年二月六日受理
公務員給与引上げ等に関する請願
請願者 宮城県仙台市北一ノ 一三九 加藤鉄男外二名
紹介議員 村松 久義君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第五一五号 昭和三十九年二月六日受理
元満州電信電話株式会社役職員の恩給等に関する請願
請願者 宮崎市住吉町 桑山 正光
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第一二七号と同じである。

第五一六号 昭和三十九年二月六日受理
外地引揚公務員の外地赴任前の勤務

の空白があり、しかも任命権者の承認が得られず、また後れた者でもその証明書を現在取得できない等のため、外地赴任前の勤務年数が通算されないで退職手当の額がすくなく、退職を希望したくても不可能である。
四、昭和二十年八月十四日以前の引揚者の中には一日又はわずかな期間早く引揚げたために、退職手当法でいう引揚者の中に含まれないことになっているが、実際には引揚者に相違なく、戦争犠牲者なので、これらの者の前勤年が通算されるようにすることは当然である。
五、これらの者の中には五十五才をこえて退職勧奨を受けても、退職手当が少ないため、退職できない者が多いので至急法律を改正して退職しやすくすべきである。
六、政府は戦争の犠牲者として軍人であった者の生存者に叙位叙勲を行なう旨発表している。引揚公務員に対しても右主旨と同様本請願を実施されたい。
七、政府は社会保障政策として、旧地主に開放農地の補償を実施しようとしていることでもあり、引揚公務員についても在外資産の補償はとにかくとして、勤務した全年数を退職手当の算定の基礎に加えられるべきである。

理由
一、右該当者は在外資産の全部を放棄しており、戦争の犠牲者である。
二、引揚者の在外資産は賠償として国が使用しているものであるから、この補償を国が行なうのは当然である。
三、昭和二十年八月十五日以後の引揚者の引揚前の勤続期間は、昭和三十六年に通算措置ができたが、それらの者の中には前に外地に赴任する際に諸種の事情で二日以上

三、昭和二十年八月十五日以後の引揚者の引揚前の勤続期間は、昭和三十六年に通算措置ができたが、それらの者の中には前に外地に赴任する際に諸種の事情で二日以上

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、恩給法の一部を改正する法律等

の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律等(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條の二の次に次の一条を加える。

第二十二條の三 附則第二十二條第一項本文の規定により傷病年金を受ける者に妻があるときは、四千八百円を傷病年金の年額に加給するものとする。

5 法律第三十一号による改正前の恩給法第三十二條第一項に規定する服務をした旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の服務期間(当該期間の在職年につき前項第一号に掲げる加算年が附せられることとなつてゐる場合を除く)で政令で定めるものについて在職年を計算する場合において、政令で定めるところにより、当該在職期間の一月につき三月以内の月数を加えたものによる。

6 前項の規定により在職期間に加えられることとなる年月数は、第四項第一号に規定する加算年の年月数とみなす。附則第二十四條の五の次に次の

一条を加える。
(加算年月数とみなされる年月数の算入に伴う措置)

第二十四條の六 前條の規定は、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属で附則第二十四條第五項及び第六項の規定の適用によりその在職年が普通恩給に於ける最短恩給年限に達することとなるもの又はその遺族について準用する。この場合において、前條第一項中「昭和三十六年十月一日」とあるのは「昭和二十九年十月一日」と、同條第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給付は昭和二十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給付は昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給付は、昭和二十九年十月から」と読み替へるものとする。

附則第四十三條の次に次の一条を加える。
(外国特殊機関の職員期間のある者についての特例)

第四十三條の二 附則第四十二條の規定は、前二條に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に準ずべきものとして政令で定める外国に於て特殊機関の職員(以下「外国特殊機関職員」という。)となるため公務員(前二條に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員で引き続き昭和二十年八月八日まで在職し

ていたとしたならば、その在職年月数が公務員としての在職年に加えられることとなるべきであつたものを含む)を退職し、当該外国特殊機関職員として在職したことがある公務員について準用する。この場合において、同條中「外国政府職員」とあるのは「外国特殊機関職員」と、同條第四項において準用する附則第四十一條第二項中「もの」のうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和二十九年十月一日から」と、附則第四十二條第四項において準用する附則第四十一條第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和二十九年十月」と読み替へるものとする。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第二条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「改正前の恩給法第二十三條」を「改正前の恩給法第二十二條」に規定する教育職員又は準教育職員であつた元南西諸島官公署職員が、引き続きこれに相当する奄美群島に於て公立学校の職員となつた場合に於ては、これを同條に規定する教育職員又は準教育職員として勤続するもの

とみなし、同法第二十三條に改め、「加給」の下に「奄美群島に於て機関の職員に係るものを除く。」を加え、同條第二項中「琉球諸島政府職員」の下に「奄美群島に於て機関の職員を除く。」を加え、同條第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により恩給に関する法令の規定を適用して給する恩給の年額の計算の基礎となる俸給の年額は、琉球諸島政府職員が昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給の年額(その年額が政令で定める額に達しない者の場合)に、同日において受けていた俸給の年額とみなした額を乗じて得た額と、同日において受けていた俸給の年額とを比較し、その額が政令で定める額をこえることとなる場合は、その額をこえることとなる額を以ては、その政令で定める額を退職当時の俸給年額とみなして計算した場合の年額の普通恩給を同日から受けていたとしたならば、その者の退職の日(第六條第二項の規定により退職とみなされた者)に於ては、その退職とみなされた日)において受けるべきであつた普通恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給の年額とする。

2 前項の規定により恩給に関する法令の規定を適用して支給する給付

の額の計算の基礎となる俸給の額は、琉球諸島政府職員が昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給の額(その額が政令で定める額に達しない者の場合)に、同日において受けていた俸給の額とみなした額を乗じて得た額と、同日において受けていた俸給の額とを比較し、その額が政令で定める額をこえることとなる場合は、その額をこえることとなる額を以ては、その額をこえることとなる額を退職当時の俸給の額とみなして計算した場合の額の退職年金を同日から受けていたとしたならば、その者の退職の日(第六條第二項の規定により退職とみなされた者)に於ては、その退職とみなされた日)において受けるべきであつた退職年金の額の計算の基礎となるべき俸給の額とする。

第六條及び第六條の二を次のように改める。
(在職年の通算の辞退)

第六條 第四條第一項の規定により恩給に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島政府職員は、同項の規定による在職年の通算を辞退すべき旨を申し出ることが出来る。

2 前項の規定による申出をした者は、恩給に関する法令の規定の適用については、当該申出をした日前六月以内でその者の指当該申出をした日前六月以内でその者の指定する日に退職した

七

て、同項中「退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金」とあるのは、「退職年金、廃疾年金、退職一時金若しくは廃疾一時金又は遺族年金若しくは遺族一時金」と読み替えるものとする。

(停止年額についての経過措置)

第八条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百十四号)により年額を改定された普通恩給又は扶助料の改定年額と改定前の年額との差額の停止については、昭和三十九年九月分までは、この法律による改正前の同法附則第三条、第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二項の規定の例による。

(旧勅令第六十八号第八條第二項の規定に該当した者に対する一時金の支給)

第九条 旧恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百五号)による改正前の恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号。以下「旧勅令第六十八号」という)第八條第二項の規定により一時恩給を受ける権利又は資格を失ったことのある恩給法上の公務員(以下この条において「恩給公務員」という)で、恩給公務員としての在職年が七年以上普通恩給についての最短年限未満であるもの(その者が、この法律の施行前に死亡した前であるときは、その恩給法上の遺族)に対しては、当該恩給公務員が一時恩給を受ける権利又は資格を失った時から普通恩給を受けていたとしたならば旧勅令第六十

八号第八條第二項の規定の適用を除外することとした法令の規定により一時恩給を受ける権利を取得した時において当該普通恩給の年額の計算の基礎となるべきであった俸給年額の十二分の一に相当する金額に恩給公務員としての在職年の年数を乗じて得た金額の一時金を給するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 この法律の施行の際現に退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により当該恩給公務員としての在職年を算入した期間に基づき退職年金又は遺族年金を受ける権利を有している者

二 この法律の施行の際現に当該恩給公務員としての在職年がその期間に算入されることとされている退職年金に関する恩給法以外の法令の規定の適用を受けている者

三 法律第百五十五号附則第二十九條第一項の規定の適用を受けた者

2 前項の規定による一時金の負担、裁定及び支給については、これを恩給法に規定する一時恩給(遺族に給するものは、同法に規定する一時扶助料)とみなす。

昭和三十九年二月二十一日印刷

昭和三十九年二月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局